

## 国立大学法人の業務方法書の変更案について

国立大学法人の業務方法書の変更については、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（国立大学法人法第35条において準用する、独立行政法人通則法第28条第3項）。

このたび2法人から変更の申請があった案件について、国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会業務及び財務等審議会専門部会にご意見をお伺いするものである。

変更内容については以下のとおり。

### 特定大学技術移転事業への出資を可能とするための変更 2法人

京都大学、和歌山大学

国立大学法人法施行規則第8条第1項において、国立大学法人法第22条第1項第6号に規定する出資の方法に関する基本的な事項については、業務方法書に記載すべき事項として定められている。

国立大学法人京都大学業務方法書新旧対照表

現 行	改正案	変更理由
<p>国立大学法人京都大学業務方法書</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>国立大学法人京都大学業務方法書</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(出資の方法に関する基本的事項)</p> <p><u>第5条 法人は、技術に関する研究の成果の活用を促進することが十分に期待できる場合、国立大学法人法第22条第1項第6号及び同施行令第3条の規定に基づき、研究成果の活用を促進する事業を実施する者に出資することができる。</u></p> <p><u>第6条 法人は、出資に関し、国立大学法人法第22条第2項に規定する認可を申請しようとするときは、経営協議会の審議を経た上で役員会の議を経るものとする。</u></p> <p><u>2 前項の経営協議会及び役員会については、議事録を作成し、出資の認可の申請に係る議事の内容を明瞭に記載するものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行する。</u></p>	<p>京都大学において、国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資することができることとするため、所要の改正を行おうとするものである。</p>

国立大学法人和歌山大学業務方法書新旧対照表

現 行	改正案	変更理由
<p style="text-align: center;">国立大学法人和歌山大学業務方法書</p> <p>第1条 (略) (業務の委託)</p> <p>第2条 本学は、国立大学法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">国立大学法人和歌山大学業務方法書</p> <p>第1条 (略) (業務の委託)</p> <p>第2条 本学は、国立大学法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に規定する業務の一部を本学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。 <u>(出資の方法に関する基本的事項)</u></p> <p><u>第2条の2 本学は、技術に関する研究の成果の活用を促進することが十分に期待できる場合、国立大学法人法第22条第1項第6号及び同施行令第3条の規定に基づき、研究成果の活用を促進する事業を実施する者に出資することができる。</u> <u>(出資の認可申請)</u></p> <p><u>第2条の3 本学は、出資に関し、国立大学法人法第22条第2項に規定する認可を申請しようとするときは、経営協議会の審議を経た上で役員会の議を経るものとする。</u> <u>2 前項の経営協議会及び役員会については、議事録を作成し、出資の認可の申請に係る議事の内容を明瞭に記載するものとする。</u></p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附 則 <u>この業務方法書は、平成 年 月 日から施行し、平成 年 月 日から適用する。</u></p>	<p>和歌山大学において、国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資することができることとするため、所要の改正を行おうとするものである。</p>